

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 29 年 2 月 8 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1600185号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1600101号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成15年5月31日から同年7月1日に訂正し、同年5月及び同年6月の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

平成15年5月31日から同年7月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年5月31日から同年7月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和54年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年5月31日から同年7月1日まで

私は、請求期間において、A社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が所持する給与支給明細書及び雇用保険の加入記録により、請求者は、請求期間においても継続してA社に勤務していたことが認められる。

また、上記給与支給明細書により、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成15年5月及び同年6月の標準報酬月額については、上記給与支給明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

当時の事業主からは平成15年5月31日から同年7月1日までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について回答が得られず、A社の承継会社であるとするB社は、当時の資料は保管しておらず不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。